

## 大泉町・千代田町地域公共交通会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大泉町・千代田町地域公共交通会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

(会長の指示)

第4条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴の禁止)

第5条 危険物を携帯している者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、傍聴することができない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、会議場においては静粛にし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 会長の許可なく、撮影又は録音をしないこと。
- (3) 携帯電話等の通信機器は、電源を切るか着信音を発しない措置をとること。
- (4) 飲食、喫煙、私語又は拍手をしないこと。
- (5) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人が、この規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(分科会の会議の傍聴)

第8条 分科会の会議の傍聴については、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年10月24日から施行する。